

令和8年度横浜市民生委員児童委員協議会事業計画 及び収入支出予算諸表

令和8年度横浜市民生委員児童委員協議会 事業計画

近年、単身世帯の増加や情報社会の進展により人間関係の希薄化が進み、物価高騰などを背景とした生活困窮世帯や、複合的な課題を抱えて地域で孤立する世帯が増えています。

こうした状況のなか、民生委員・児童委員は地域住民に寄り添い、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために日々活動を続けています。

横浜市民生委員児童委員協議会（以下、「市民児協」）では、民生委員・児童委員が安心して活動に取り組めるよう、支援体制の充実を図ります。仕事と活動を両立している民生委員・児童委員や経験の浅い民生委員・児童委員へのサポート体制を整備する等、できるだけ長く活動を継続できる環境づくりを進めていきます。

また、関係機関との連携を深めながら、「これからの民生委員・児童委員活動に関する行動宣言」に基づき、新任委員を含むすべての委員がやりがいを持って活動できるよう、支援体制を一層強化していきます。

令和9年度に予定されている「民生委員制度創設110周年記念事業」の実施に向け、具体的な準備を進めていきます。

◇これからの民生委員・児童委員活動に関する行動宣言

1. 一人ひとりの民生委員・児童委員が、やりがいや魅力を積極的に発信します
2. 困りごとを受けとめ、地域とともに支え合うまちづくりを進めます

重点取組

- 1 「これからの民生委員・児童委員活動に関する行動宣言」に基づく、一人ひとりの委員活動の支援
- 2 民生委員・児童委員活動の広報・啓発活動の強化
- 3 110周年記念事業の実施に向けた検討

事業計画

- 1 「これからの民生委員・児童委員活動に関する行動宣言」に基づく、一人ひとりの委員活動の支援【重点】

(1) 地域版活動強化方策策定推進の取り組み

100周年を機に発出された「民生委員・児童委員活動強化方策」を基に、全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」）では、各地区における課題や状況を踏まえながら地域版の活動強化方策を策定するよう推奨しています。この流れを受けて、地域の

困りごとやそれに必要な取り組みなど、各地区で十分な話し合いができるよう支援するとともに、各地区の活動目標や課題をもとに市民児協事業へ反映し、民生委員・児童委員の活動支援策の検討へ活かしていきます。

(2) 区民生委員児童委員協議会（以下、「区民児協」）活動強化補助金の交付

各区や地区による活動のやりがいや魅力の発信に関する広報啓発事業、参加・交流型研修に対し補助金を交付し、活動の強化を図ります。

（1区3万円×2事業）

2 民生委員・児童委員活動の広報・啓発活動の強化【重点】

民生委員・児童委員の正しい理解の浸透を図り、活動がしやすい環境づくりを行うとともに、新たな担い手を増やしていくため、様々な広報媒体を活用してPR強化を行います。

(1) ホームページを活用した情報発信の強化

市民児協のホームページを活用し、市民児協の活動紹介をします。また、民生委員・児童委員専用ページにおいて情報発信を行い、活動を支援します。

(2) 広報紙「よこはま民児協だより」の発行（年2回）

・広報紙作成委員会を開催し、広報紙面の企画、取材、執筆、編集を行います。

（年3回程度）

・民生委員・児童委員活動の理解を広げるため、関係機関へ配付します。

・発行部数：5,100部

・配付先：全民生委員・児童委員、各関係機関、全都道府県指定都市民児協

(3) よこはまミンジーを活用した広報活動を実施します。

3 110周年記念事業の実施に向けた検討【重点】

横浜市独自の「民生委員制度創設110周年記念事業」（令和9年度）の実施に向けて検討します。

4 民生委員・児童委員向け階層別研修の実施

会長、中堅・新任各民生委員・児童委員、主任児童委員それぞれが必要な役割・知識・技術を身につけていくために年間研修計画に基づいて研修会を開催し、活動しやすい環境づくりを進めます。

(1) 研修の企画運営

研修委員会を年2回程度開催し、研修内容を企画します。ウィリング横浜や横浜市と協働し、講師選定等を行います。また、集合型と後日動画配信を併用し多くの方が参加しやすいように研修を開催します。

(2) 階層別研修の開催

①区会長・副会長研修（年1回）

内容：やりがいや魅力のある民生委員・児童委員活動について等

- ②地区会長研修（全地区会長対象、年1回）
内容：組織をまとめるための方法や役割等
- ③主任児童委員研修（全主任児童委員対象、年1回）
内容：子どもの現状とわたしたちにできること等
- ④スキルアップ研修（全民生委員・児童委員対象、年1回）
内容：児童委員の基本的役割や連携について等
- ⑤生活福祉資金貸付制度研修（全民生委員・児童委員対象、通年）
内容：生活福祉資金貸付制度について

（3）動画配信を活用したミニ研修の実施

民生委員・児童委員の活動に役立つ「いつでも・気軽に・何度でも」受講できる研修動画を配信します。

（4）関係機関主催研修への協力

横浜市社会福祉協議会ウィリング横浜主催等、地域活動者向け研修の周知

5 区・地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」）の充実強化

（1）活動費の交付

区・地区民児協が円滑に運営できるよう、活動を支援するために活動費を交付します。

（2）区民児協活動強化補助金の交付

各区や地区による活動のやりがいや魅力の発信に関する事業、参加・交流型研修に対し補助金を交付し、委員活動の強化を図ります。（再掲）

（3）指定地区民生委員児童委員協議会へ補助金の給付（全民児連助成）

全国互助共励事業運営要綱に基づき、指定地区民児協に対し、2年継続で支援を行い地区民児協活動の強化・推進を図ります（指定地区は担当の2区民児協から各1地区を推薦し決定。令和7～8年度は栄区、泉区）

6 各種大会、研修事業への参加

- （1）全国民生委員児童委員大会（10/29～30、滋賀県大津市）
- （2）関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会（7/30～31、千葉県千葉市）
- （3）指定都市社協・民児連絡協議会（10/8～9、千葉県千葉市）
- （4）全国民生委員指導者研修会（全国民生委員大学）（R9.2/3～5、神奈川県逗子市）
- （5）民生委員・児童委員リーダー研修（10/6～7、全社協）
- （6）全国児童委員・主任児童委員活動研修会（8/6～7、全社協）
- （7）横浜市社会福祉大会（12月22日）
- （8）よこはま地域福祉フォーラム（12月10日）

7 各関係機関への協力

- （1）横浜市社会福祉協議会民生委員児童委員部会
- （2）その他、横浜市等からの依頼に基づく外部委員の委嘱

8 互助共励事業

(1) 全国互助共励事業の実施

① 互助事業

傷病、退任等の事由により、弔慰、見舞金、退任慰労金の給付申請および各区民児協への給付を行います。

② 民生委員・児童委員活動保険

全民児連で一括加入する本制度の周知及び保険加入会員の管理を行います。

③ 共励事業

「指定地区民生委員児童委員協議会」について、機能強化を図るべく補助金を申請し、該当地区民児協へ給付します。(令和7～8年度は栄区、泉区)(再掲)

(2) 本会互助事業の実施

「本会互助事業運営要綱」に基づき、区民児協と連携し、民生委員・児童委員互助給付事業を実施します。

9 表彰

委員活動の動機づけの一助となるよう、区民児協との連携により、全国民生委員児童委員連合会会長表彰、全国社会福祉協議会会長表彰の表彰推薦事務を行います。

諸会議の運営

(1) 理事会の開催 (年10回、8月・1月休会)

(2) 監事会の開催 (年1回)

(3) 評議員会の開催 (年2回程度)

(4) 主任児童委員連絡会の開催 (年10回、8月・1月休会)

(5) 各種委員会の開催

・研修委員会 (年2回程度)

・広報紙作成委員会 (年3回程度)

・企画委員会 (年1回程度)